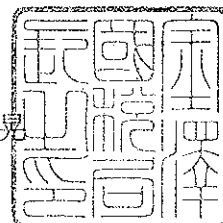


北陸税理士会
会長 瀬戸 順一 殿

金沢国税局長
椎谷 晃



帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関する周知等 の協力依頼について

平素より、税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度税制改正において、記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置が講じられました。

今般、当該加重措置に関して、その概要や適用上の留意点等を取りまとめたリーフレット等をホームページに掲載しておりますので、各税理士会支部及び税理士の皆様に周知いただくなど、周知広報に関して御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各税務署から、各税理士会支部へ同趣旨のお願いをさせていただきますので、その旨、併せて周知していただきますようお願い申し上げます。

【掲載資料一覧】

- ① 制度概要リーフレット
- ② 帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関するQ&A
【掲載先 URL】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#a-14>
- ③ 所得税、法人税、地方法人税及び消費税の過少申告加算税及び無申告加算税（加算税）の取扱いについて（事務運営指針）〔一部改正〕
【掲載先 URL】 <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/jimu.htm>

税理士の皆様におかれましては、顧問先の方々等から記帳方法の照会があった際には、当該記帳方法の御説明に併せて、必要に応じて、上記掲載資料により本改正内容も御説明いただくなど、引き続き、適切な記帳義務の履行に向けて所要の御指導をいただきますようお願いいたします。

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A